

宮城県農村振興施策検討委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、農村振興施策検討委員会条例（以下「条例」という。）に基づく「宮城県農村振興施策検討委員会（以下「委員会」という。）」の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(議事)

第2条 委員会は、次の事項について検討するものとする。

- (1) 多面的機能支払交付金の実施状況の点検等に関すること。
- (2) 中山間地域等直接支払制度の計画的かつ効果的な運営に関すること。
- (3) みやぎの地域資源保全活用支援事業の推進に関すること。
- (4) 前三号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める事項。

(委員)

第3条 委員及び専門委員は別表に掲げる者をもって構成する。

2 専門委員は第2条(3)の事項について検討するものとする。

(会議)

第4条 会議は原則公開とし、会議で用いた資料等についても公開する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を招へいし、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、農政部農山漁村なりわい課において処理する。

附 則

この要領は、平成20年1月8日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月23日から施行する。

この要領は、平成26年4月17日から施行する。

この要領は、平成26年8月7日から施行する。

この要領は、平成27年4月16日から施行する。

この要領は、平成２８年１月７日から施行する。

この要領は、平成２９年５月２日から施行する。

この要領は、平成３０年６月１日から施行する。

この要領は、平成３１年３月２９日から施行する。

この要領は、平成３１年４月１日から施行する。

この要領は、令和元年９月１０日から施行する。

この要領は、令和２年４月１日から施行する。

この要領は、令和２年６月１日から施行する。

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

この要領は、令和４年６月１日から施行する。

この要領は、令和５年４月１日から施行する。

この要領は、令和５年８月２３日から施行する。

この要領は、令和６年６月１日から施行する。

この要領は、令和７年４月１日から施行する。

この要領は、令和７年８月１日から施行する。

この要領は、令和８年４月１日から施行する。

この要領は、令和８年６月１日から施行する。

(別表)

宮城県農村振興施策検討委員会名簿

<委 員>

氏 名	所 属 及 び 役 職	備 考
伊 藤 房 雄	東京農業大学 教授	
高 山 真 里 子	マリズファーム 代表	
中 島 剛	株式会社河北新報社論説委員会委員	
遠 藤 智 栄	地域社会デザイン・ラボ 代表	
佐 藤 裕 美	有限会社伊豆沼農産 取締役	
江 畑 正 徳	公益社団法人みやぎ農業振興公社 理事長	
白 井 幸 子	みやぎ生活協同組合 地域代表理事	
高 宮 宣 久	株式会社日本政策金融公庫仙台支店 農林水産事業統轄	

<専 門 委 員>

氏 名	所 属 及 び 役 職	備 考
林 利 弘	新みやぎ農業協同組合 常務理事	
千 葉 伸 裕	宮城県土地改良事業団体連合会 専務理事	
上 野 孝 作	ふるさと水と土指導員	